

家庭における熱の有効利用促進事業実施要綱

(制定)令和2年4月9日付31環地地第502号

(改正)令和2年7月10日付2環地地第131号

(改正)令和3年5月26日付3環地地第81号

(改正)令和3年12月9日付3環地地第351号

第1 要綱の目的

本実施要綱は、東京都（以下「都」という。）が、家庭部門の熱利用について、有効利用を促進するために行う「家庭における熱の有効利用促進事業」（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

第2 本事業の概要

- 1 都は、都内の住宅(既存住宅に限る。)に高断熱窓を設置する者又は高断熱窓の設置に加えて高断熱ドアを設置する者に対し、当該設置に必要な経費の一部を助成する。
- 2 都は、都内の住宅に太陽熱利用システム又は地中熱利用システムを設置する者に対し、当該システムの設置に係る経費の一部を助成する。

第3 用語の定義

- 1 住宅 人の居住の用に供する家屋又は家屋の部分（人の居住の用以外の用に供する家屋の部分との共用に供する部分を含む。）をいう。
- 2 既存住宅 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第2条に規定する新築住宅に該当しない住宅
- 3 高断熱窓 国の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（断熱リフォームに係る支援事業に限る。）において、補助対象となる製品として登録されている窓及びガラスをいう。
- 4 高断熱ドア 東京ゼロエミ住宅指針（令和元年7月4日付31環地環第104号）第32（1）の表1のドアの要件を満たすドアをいう。
- 5 太陽熱利用システム 太陽熱を集熱器に集めて給湯、空調又は給湯及び空調に利用するシステムで、集熱器が日本産業規格のJIS A 4112に規定する基準相当の性能を持ち、液体集熱式（強制循環式に限る。）又は空気集熱式によるもの。なお、空調には輻射式の暖房を含む。
- 6 地中熱利用システム 地中の熱を熱源として給湯、空調又は給湯及び空調に利用するシステムで、クローズドループ型で地中に埋設した地中熱交換器を使用し、暖房時エ

エネルギー消費効率（定格 COP 値）が 3.7 以上であるもの。なお、空調には輻射式の暖房を含む。

- 7 管理組合 建物の区分所有等に関する法律(昭和 37 年法律第 69 号)第 25 条第 1 項の管理者又は同法第 47 条第 2 項の管理組合法人をいう。
- 8 リース契約 本助成金の交付対象となる高断熱窓、高断熱ドア、太陽熱利用システム又は地中熱利用システム（以下「助成対象設備」という。）の所有者である貸主が、当該助成対象設備の借主に対し、当事者間で合意した期間(以下「リース期間」という。)にわたり助成対象設備を使用収益する権利を与え、借主は、当事者間で合意した当該助成対象設備の使用料を貸主に支払う契約であって、次に掲げる要件に該当するものをいう。
 - 一 借主が、当該契約に基づき使用する物件(以下「リース物件」という。)からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じる費用を実質的に負担すべきこととされているものであること。
- 9 リース事業者 リース契約に基づき、助成対象設備のリースを行う者をいう。
- 10 住戸 戸建住宅及び集合住宅における、各住居一戸のことをいう。

第 4 本事業の具体的な内容

1 助成対象者

助成金の交付対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、次のいずれかに該当する個人又は法人とする。ただし、国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人並びに国及び地方公共団体の出資、出えんの比率が 50%を超える法人を除く。

- 一 4 に規定する助成対象事業を実施する住宅の所有者又は管理組合
- 二 前号に掲げる者に対し、自らが所有する助成対象設備に係るリース契約を締結したリース事業者（前号に掲げる者と共同で助成金の交付に係る申請を行うリース事業者に限る。）

2 助成対象設備

助成金の交付対象となる助成対象設備は、次の全ての要件を満たすものとする。

- 一 未使用品であること。
- 二 助成対象設備の種別ごとに別に定める要件を満たすものであること。

3 助成対象経費

本事業の助成金の交付対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、高断熱窓及び高断熱ドアにおいては、助成対象設備の設置に係る材料費及び工事費、太陽熱利用システム及び地中熱利用システムにおいては、助成対象機器の設置に係る機器費及び工事費とし、別に定める要件を満たすものとする。

4 助成対象事業

助成対象事業は、東京都内の住宅に助成対象設備を新規で設置する事業であって、次

のいずれかの要件を満たすこと。

- 一 都内の住宅（既存住宅に限る。）において、令和2年4月1日以降に新たに高断熱窓を設置すること又は高断熱窓の設置に加えて高断熱ドアを設置すること。
- 二 都内の住宅において、令和2年4月1日以降に新たに太陽熱利用システム又は地中熱利用システムを設置すること。

5 助成金額

本事業の助成金の交付額は、助成対象設備の種別ごとに次のとおりとし、助成対象経費に国及び他の地方公共団体による補助金が含まれる場合にあつては、助成金の交付額と当該補助金の額の合計額が助成対象経費を超えない範囲において交付するものとする。

(1) 高断熱窓

ア 申請受付日が令和3年12月31日までのもの

助成金の交付額は、助成対象経費の6分の1以内であつて、次の各号のいずれか小さい額を上限とする。

(ア) 1住戸当たり500,000円

(イ) 助成対象経費に国からの補助金を充当する場合にあつては、助成対象経費の2分の1の額から当該補助金の額を控除した額

イ 申請受付日が令和4年1月1日から令和4年3月31日までのもの

助成金の交付額は、助成対象経費の3分の1以内であつて、次の各号のいずれか小さい額を上限とする。

(ア) 1住戸当たり1,000,000円

(イ) 助成対象経費に国からの補助金を充当する場合にあつては、助成対象経費の3分の2の額から当該補助金の額を控除した額

(2) 高断熱ドア（高断熱窓と同時に設置する場合に限る。）

ア 申請受付日が令和3年12月31日までのもの

助成金の交付額は、助成対象経費の6分の1以内であつて、次の各号のいずれか小さい額を上限とする。ただし、設置枚数の上限を1住戸当たり1枚とする。

(ア) 1住戸当たり80,000円

(イ) 助成対象経費に国からの補助金を充当する場合にあつては、助成対象経費の3分の2の額から当該補助金の額を控除した額

イ 申請受付日が令和4年1月1日から令和4年3月31日までのもの

助成金の交付額は、助成対象経費の3分の1以内であつて、次の各号のいずれか小さい額を上限とする。ただし、設置枚数の上限を1住戸当たり1枚とする。

(ア) 1住戸当たり160,000円

(イ) 助成対象経費に国からの補助金を充当する場合にあつては、助成対象経費

の6分の5の額から当該補助金の額を控除した額

(3) 太陽熱利用システム

本事業の助成金の交付額は、助成対象経費の2分の1以内であって、太陽熱利用機器を設置する1住戸当たりの上限額は次の各号のいずれか小さい額とする。

ア 1住戸当たり450,000円

イ 太陽熱利用システムに係る集熱器の面積（ m^2 を単位とし、小数点以下第3位を四捨五入したものとする。）に1 m^2 当たり80,000円を乗じた額

(4) 地中熱利用システム

本事業の助成金の交付額は、助成対象経費の2分の1以内であって、地中熱利用システム1台当たり1,500,000円を上限額とする。ただし、戸建住宅においては、設置台数の上限を1住戸当たり1台とする。

第5 本事業の実施体制

都は、次の各号のとおり本事業を実施する。

- 一 都は、公益財団法人東京都環境公社(以下「公社」という。)に対し、第4による助成金の原資として出えんを行うものとする。
- 二 公社は、前号の出えん金を基に基金を造成し、都と公社とで別途締結する出えん契約に基づき、基金を適正に管理するものとする。
- 三 都は、第一号の出えん金のほか、公社に対し、第4による助成金の交付を行う事務を委託し、当該事務の執行に要する費用については、都の予算の範囲内において、委託料として公社に支払うものとする。

第6 本事業の実施期間

本事業の実施期間は次の各号のとおりとする。

- 一 第4による助成金の交付申請の募集は、令和2年度から令和3年度まで行う。
- 二 第4による助成金の交付は、令和2年度から令和4年度まで行う。

第7 その他必要な事項

本実施要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、東京都知事が別に定める。

附則（令和2年4月9日付31環地地第502号）

本実施要綱は、令和2年4月9日から施行する。

附則（令和2年7月10日付2環地地第131号）

本実施要綱は、令和2年7月10日から施行する。

附則（令和3年5月26日付 3環地地第81号）

本実施要綱は、令和3年5月26日から施行する。

附則（令和3年12月9日付 3環地地第351号）

本実施要綱は、令和3年12月15日から施行する。